

## **参考. 用語解説**



## 用語解説

頭文字	用語	解説
く	区域区分	市街化区域と市街化調整区域の区分。
け	景観計画	景観法に基づき、景観計画区域内の建築等に関する形態、色彩、意匠などに届出・勧告による規制を行うことを定める計画。住民が提案をすることもできる。
	景観計画区域	景観計画を定める際に定めなければならない景観計画の区域のこと。(景観法第8条第2項第一号)
こ	コンパクト・プラス・ネットワーク	地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
し	市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	保存を図るため市街地を抑制すべき区域及び開発予備軍だが当面市街化を抑制すべき区域。
	準都市計画区域	都市計画区域外において、土地利用の整序のみを目的として県が指定する区域。
せ	線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域の区分(線引き)がある都市計画区域をいう。
だ	大規模小売店舗	建物内の店舗面積の合計が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの。(大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定するもの)
	大規模集客施設	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場内車券売場、場外車券売場、勝舟投票券発売所、場外勝舟投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの。都市計画法では「特定大規模建築物」と定義される。
ち	地区計画	建築物の形態や公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するための計画を定める制度。
と	都市機能	行政、業務、居住、文化、商業等の機能を持った人々の都市生活を支える各種の施設。
	都市基盤ストック	道路、鉄道、河川、公園、上下水道、電気、ガス、情報基盤等の既存の公共施設。
	都市のスポンジ化	人口減少等の急速な進行にともなって、空き家・空き地等の低未利用が時間的・空間的にランダムに発生し、都市の衰退を招く現象。
	特定集客施設	集客施設(劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用に供される建築物)であって、その用途に供する部分の床面積の合計が6,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のもの(山梨県が策定した「大規模集客施設等の立地に関する方針」による)

	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く。)において、その良好な環境の形成や保存のために、特定の用途の建築物などを制限する地域。
	特別用途地区	都市計画法で定める地域地区の一つで、用途地域内の一定の地区における当該地区的特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るための地区。
	都市計画区域	都市計画法に基づき、市又は一定規模以上の町村において、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として県が指定する区域。
	都市計画区域マスターープラン	市町村界を越える広域的な視点から、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めるもの。
ひ	非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域の区分がない都市計画区域をいう。
	非線引き都市計画区域の白地地域	市街化区域と市街化調整区域の区分がない都市計画区域において、用途地域の定めのない区域をいう。
よ	用途地域	都市計画法で定める地域地区の一つで、新たな建築物を建てる場合等に守らなければならない用途基準で12種類の区域の総称。
ら	立地適正化計画	急激な人口減少や高齢化の進展を踏まえ、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指し、居住地や都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。 都市再生特別措置法の改正により、平成26年に新たに制度化。

山梨県都市計画マスターplan  
令和2年10月

発行：山梨県

編集：都市計画課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1

TEL 055-223-1716

FAX 055-223-1724

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/index.html>

協力：セントラルコンサルタント株式会社